ベルリントゥルネン委員会の成立と啓蒙的プロパガンダ

---1850年代ベルリンの近代化とトゥルネン協会の実態---

有 賀 郁 敏

問題の設定

周知のようにプロイセンの王都ベルリンは、同時に F. L. ヤーンが19世紀初頭の10年代にてがけたトゥルネンの発祥の地ハーゼンハイデを郊外にもつ「ドイツトゥルネン運動のステーション」の一つである。しかしベルリンはまた1848/49年革命のるつぼと化した都市でもあり、トゥルネンの領域においてもそれと無関係でいるわけにはいかなかった。この時期のトゥルネン協会における会員の社会階層をみると、それはヤーンの指導の下にあった初期トゥルネン時の学生・生徒中心の展開とは異なり、商人、手工業者、工場経営者、学者、芸術家などの中間諸階層が主軸をなし、革命時にはこれら諸階層による協会の路線をめぐる組織の分岐対抗、融合と離反が繰り返された。だが彼らはベルリンをはじめとして展開された「暴動」の担い手たる「不熟練労働者」や逸脱的社会層たる「賤民」ではなかった。つまりこれら担い手たちは都市の安寧秩序維持という観点からすれば、トゥルネン協会にとって敵ですらあったのである。その意味でいうと1848/49年革命は「未完」「不徹底」の革命ではなく、これらトゥルナーにしてみれば、まさに大きな意識革命を伴うものであった。革命後のトゥルネン協会における軍事、警察権力との緊張関係を理解する要因の一つがここにある。

ところで1848/49年革命時におけるトゥルネンの上記の動向は、研究方法上の問題を含みながらもトゥルネン研究史においては相対的に高い関心がはらわれてきたように思われる。しかし革命後の状況に関してはブルジョア革命の敗退による「政治的反動の時代」(W. アイヘル)という用語が冠せられ、権力に抑圧され時として禁止の対象となった協会の状況を主に叙述するか、あるいはトゥルネンの復興の様相を描く場合にも権力装置との緊張関係にまで十分踏み込んで分析されないため、そこから自ずと創出されるトゥルネン協会側からの価値の正当(統)性の問題が存外等閑視されてきたように思われる。そもそもヤーンのトゥルネンは独特な身体観――それは単なる軀幹、ボディーではなく、ふるまい、挨拶、マナー、服装、表現あるいは感性などを含む文化概念――にいろどられた公共領域を創造する運動であり、トゥルナーの役割行為にはその基盤たる権威と正当性を表現すべき演技性が要求された。してみればトゥルネン協会はこのような中間団体としての公共領域を表象する社団だったのである。ベルリンの場合、確かに他の多くの都市と同様、結社法や都市条例などの制度的枠組みと対峙した協会の性格や活動のありようにナイーブとならざるをえない状況にあり、その意味で社会から相対的に分離した国家権力の市民生

活への介入は「政治反動」としても厳然と機能していた。しかし革命後の50年代は単なる政治反動の時代ではなく産業革命が進展し、それと照応しつつ軍事、警察、教育、消防制度などの整備を促す社会の一連の近代化過程(例えば市民軍の警察化など)がみられる時期でもある。トゥルネンの領域においても、例えば1850年のドレスデンに次いで翌51年にベルリンに官製のプロイセン王立中央体育学校(体育教師養成学校)が中央軍隊体操機関と統合して創設されるが、これは明かに民間の社団たるトゥルネン協会レベルのトゥルネン指導者養成システム(Vortumer-Turnlehrer)とは距離をもつものであった。ここにトゥルネン協会側の権威と正当性を再生するという革命後の新たな課題が生まれる背景がある。なぜならこの王立中央体育学校の責任者に就任したのが外来文化スウェーデン体操の信奉者陸軍将校の H. ロートシュタインであり、トゥルネンの価値を重視し実践する協会側からしてみれば彼の思想と行動は、後述する軍隊におけるトゥルネン導入問題と併せて看過できない重大事であったからである。ただし繰り返しになるが、ここでいうトゥルネンの権威と価値の正当(統)化運動の内実を、新たに形成されつつある権力の創出する諸価値との緊張関係で評価しておかねばならない。なぜなら運動は価値の創出を目指しはするが、それは必しもシステムのアルタナティーヴェとは限らないのだから。その意味で再生は単純な復活ではない。

このように革命後のベルリンのトゥルネンの復興は政治反動と近代化が錯綜する状況のなかで 展開するが、小稿では第1にこうした動向を主に1850年代後半に設立されたベルリントゥルネン 委員会の活動を軸に鳥瞰し、第2に当委員会による価値の正当(統)化に向けたヘゲモニーの一 断面を、社会の近代化過程と照応した幾つかの先導的活動を通じて解明したいと思う。

- 1) 従来歴史文献の多くはドイツ語の "Turnen" や "Turnverein" をおしなべて「体操」、「体操協会」と翻訳して使用してきたが、少なくとも19世紀前半から中頃にかけてのトゥルネンはいわゆる今日の徒手、器械等の「体操」に収斂できない要素を多分に含んでいる。それは体操以外の種目の多様性(走、跳、投、運搬、登攀、遊戯、レスリング、水泳、遍歴、時として消防訓練や軍事的な射撃など)もさることながら、トゥルネンにみる世俗儀礼的様式(斉唱・合唱、朗読、演説、表彰、社交など)の独自性や身体に込められた意味内容の構成にも表われている。武道を体操はもとより体育に一元化できないのも、武道に内包された固有の文化的な意味内容を重視しているからにほかならない。したがって本小稿では Turnen をそのままトゥルネンと表記することで上記の含意を表すこととし、これとは別に Gymnastik については体育(体操)と明示することでトゥルネンとの区別を図りたいと思う。 Turnen をはじめ「身体教育」、「身体修練」、「身体文化」の概念を歴史論的に究明した労作として、岸野雄三『体育史』大修館、1973年、またドイツの Leibesübungen、Gymnastik、Turnen のもつ意味を解明しようとした最近の研究として、山本徳郎「ドイツにおける運動文化近代化過程に関する試論」奈良女子大学大学院人間文化研究科『人間文化研究科報』、第9号、1994年を参照。
- 2) H. Ueberhorst, Friedrich Ludwig Jahn und die Idee des Deutschen Turnens.-in: M. Lämmer (Hrsg.), 175 Jahre Hasenheide. Stationen der deutschen Turnbewegung, Sankt Augustin 1988.
- 3) 1849年8月26, 27日に開催されたアイゼナッハのトゥルネン総会は「ドイツ一般トゥルナー同盟」 (Allgemeiner Deutscher Turnerbund) の創設によりこの路線問題に一応の決着をつけた。問題の同盟規約第2条は、以下のように記されている。「同盟の目的は、個々のトゥルネン協会の身体的、精神的努力の中心を創り、それにより個々のドイツ人民の自由、平等そして友愛を強化することにある。」 Protokoll über die Verhandlungen der Abgeordneten deutscher Turnvereine auf dem Turntage zu Eisenach am 26. und 27. August 1849. Braunschweig 1849, S. 14f. なお協会の路線対立をヤーンの革命時の行動と関連させて論じたものとして、G. Steins, 1848 / 49 Turner im Kampf um

Einheit und Freiheit, Frankfurt a. M. 1983. を参照。

- 4) 1848/49年革命とトゥルネン協会あるいはトゥルナーとの関係の解明は本稿の枠を越えているが、 管見の限りこの領域に関する従前の研究は、主に革命「運動」との関連で協会とトゥルナーの関係を 論じてはいるものの,革命時の協会やトゥルナーの状況や心性(反革命的心情も含む)などについて はあまり顧慮されてこなかったように思われる。革命状況及び社会構造との関連の認識を放棄するこ となく、これら日常レベルにおける協会の活動を掘り起こし意味付けしていくことが今後必要である。 従前の研究としてはさしあたり以下のものを参照。H. Neumann, Die deutsche Turnbewegung in der Revolution 1848/49 und in der amerikanischen Emigration. Beiträge zur Lehre und Forschung der Leibeserziehung, Bd. 32, Schorndorf 1968. W. Eichel u. a. (Hrsg.), Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. II. Die Körperkultur in Deutschland von 1789 bis 1917. Berlin 1973. H. Ueberhorst, TURNER UNTERN STERNEN BANNER, Der Kampf der deutsch-amerikanischen Turner für Einheit, Freiheit und soziale Gerechtigkeit, München 1978. 以下に記す H. ブラウンの 研究は上記の課題を地域史的に解明しようとした最近の成果といえる。H. Braun, Geschichte des Turnens in Rheinhessen, Ein Beitrag zur wechselseitigen Beeinflussung von Politik und Turnen, Bd. 1:1811 bis 1850. Alzey 1987. また, 1848/49年革命とトゥルネンとの関係について直接論じた日本 における先駆的研究として、上野卓郎「トゥルネン史にとって1848年革命とは何か?―研究展望―」 『日本体育大学紀要』第7号,1978年がある。
- 5) W. Eichel u. a. (Hrsg.). a. a. O., S. 162ff.
- 6) E. Neuendorff, Geschichte der neueren deutschen Leibesübung vom Beginn des 18. Jahrhundert bis zur Gegenwart, Bd. 3, Dresden 1932. S. 476ff.
- 7) この点に関しては以下の拙稿を参照。有賀郁敏「トゥルネン組織化運動と結社条項―主として, 1850年代のザクセン王国の動向について」『東京体育学研究』第11号, 1984年。
- 8) 川越 修「『革命』と『安寧秩序』―1848年ベルリンの市民軍をめぐって―」阪上 孝編『1848国 家装置と民衆』ミネルヴァ書房, 1985年, 65-66ページ。

I. ベルリンにおけるトゥルネン復興の概況

前述したように1848/49年革命以後のベルリンにおけるトゥルネン協会の復興あるいは組織化は停滞を余儀なくされ、この現象は1850年代中頃まで継続する。当然のことながらこうした傾向は程度の差異はあるもののドイツ全土に共通している。これは革命時に展開された無政府的、政治主義的似非トゥルネン協会の弾圧と禁止という側面だけではなく、都市の「暴動」で使用されたバリケードとトゥルネン協会が所有している器械類への危惧などもその一因となっている。市民警察の再編などに典型的にみられる民から官への権力装置の移行と、逆に民の組織への国家権力の跳梁の基盤として国家の法的制度的枠組みをみないわけにはいかないが、例えば1850年1月31日に制定されたプロイセン憲法の第30条、31条にある結社条項を見ると結社の条件として刑法に反しないことが明記され、また公共の安寧秩序を保持する目的で結社の自由を制限できるとされている。また同年3月31日にはプロイセンの「集会・結社の権利の濫用を防止する法律」、いわゆる結社法が制定され、団体結成に関してはその規約、構成員リストを団体結成の3日以内に提出しなければならないこと、また政治結社の場合、婦人、学童、徒弟の加入は許されないこと、更に他団体との共同の委員会設置も禁じられた。国際法的盟約としてのドイツ連邦においても1854年7月13日に「ドイツ連邦における、とりわけ結社に関する法的安寧秩序の堅持についての

規定」、いわゆるドイツ連邦結社法が制定され、ここでも上記の憲法典や法律と同種の規定が明示されている。これら法的制度的枠組みの実際の効果については、革命後全ドイツトゥルナー同盟の非合法化と各地域に点在する協会の禁止と激減、逆に亡命移住者の急増が端的に物語っているが、これらの規定により協会の政治的行為はもとより協会への学童、婦人、徒弟らの加入の条件が厳しく制限された。しかも軍隊と関係をもち国家権力の専権として社会の上に聳立する警察権力の網の目(1851年のドイツ警察協会の設立など)が、罰則を楯にトゥルネン協会を取り締まる体制を強化し協会の危機意識と自己規制を増幅した。

このように革命後のドイツ、殊に50万都市王都ベルリンのトゥルネン協会の活動は厳しい状況 下におかれていたが、この点を E. ノイエンドルフは次のように簡潔に叙述している。「確かに ベルリンにおいては幾つかの協会が誕生していたが、しかしそうのような協会は規模が小さく活 力もなかった。」このノイエンドルフの指摘は「ドイツトゥルネン新聞」(Deutche Turn-Zeitung, 以下、DTZと略記)編集者 A. マルテンスらによる以下の証言にも示されている。マルテンスはべ ルリンの王立中央体育学校のロートシュタインに対する辛辣な批判を展開するなかで次のように 述べている。「知性ある自由思想の持ち主のもとで理性的原則に則ったトゥルネン協会の設立を 実行に移し、――トゥルネン以外の誇りある事柄,つまり消防,上水道の整備そして洗濯の支援 は一流なのに――市民に影響力を持ち資力を有した博学なる人物が、このドイツの大都市には集 まってこない。(中略) われわれはハーゼンハイデにも行ったが、そこはヤーンが最初のトゥル ネン施設を自分で備え付けた由緒ある地だが今では不毛の地と化してしまっている。」また同様 の趣旨のことをイニシャル S なる人物 (F. ジーゲムント) も述べている。「トゥルネンの発祥の地 であるベルリンではそれが副次的なものに成り下がっている。人口50万の王都ベルリンにおいて, 約250名の成人トゥルナーは生活のなかで注目されずに消えていく些細な存在である。ベルリン 在住の10人に1人さえ成人のトゥルネンに関する情報が与えられず、その存在すら知られていな いという指摘は極端な主張ではない」と。

これら状況にたいする悲観的な主張には、戸外の様々な器具類を駆使し班別自由活動の演技を内実としていた当時のヤーン=アイゼレン派の心情の一端が読みとれる。しかしそれは警察権力の「監視の網の目」の影響もさることながらから、後述する軍隊、消防、学校、あるいは体育教師養成といった官主導の制度改革への関心に加えて、マルテンスの主張にみるこれら権力機構の近代化と関わった王都ベルリンの住環境や上水道の整備などという不衛生都市の浄化策の影響も世さえておく必要があろう。というのは1848年のコレラ流行以降ベルリンでは社会政策の一環として、いわゆる市民生活の「健康」に関する社会的合意の回路形成も問題化しており、ロートシュタイン主導のスウェーデン体操が一面的では「健康・治療体操」(Heilgymnastik)と呼称されるている事実からもがうかがえるように、それは国家及び市当局による社会統合策とその限りで共通の利害基盤をもっていたからである。マルテンスが「ドレスデンの中央体育学校では教育的な、またベルリンでは健康治療的な体操が主要な目的、関心事となっている」と語る背景の一つがここにある。したがってトゥルネン協会の活動を活性化させようとする側にとっては、国家権力のトゥルネンにたいする革命時の偏見を払拭するだけでなく、今や市民生活に深く介入し人々を鍛冶すべく形成されつつある権力装置の近代化――軍隊においてはロートシュタインのスウェーデン体操、学校においては A. シュピースの集団・秩序体操――のシステムに割って入りそ

の有益性,実用性を明示しなければならない必然性があった。ベルリントゥルネン委員会の成立 と活動は以上の状況との文脈で把握しておかねばならない。

- 1) 例えばヴュルテンベルクにおいてはシュヴァーベントゥルネン同盟を基軸に、トゥルネンの日常の 活動や祭典などの協会の活動が相対的に活発であった。この点に関しては以下の拙稿を参照。有賀郁 敏「シュヴァーベントゥルネン同盟の活動とコーブルク祭のイニシアティブ」『立命館文學』第536号、 1994年、190-207ページ。
- 2) E. R. Huber, Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte. Bd. 1, Stuttgart 1961, S. 404.
- 3) E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789. Bd. 3, Stuttgart 1963, S. 109.
- 4) 結社の公共にたいする安寧秩序の証明(第1条)、状況に応じた政治団体の禁止(第3条)、政治団体への学童、徒弟等の加入禁止、結社の連合の禁止(第4条)、違反時の刑罰規定(第7条)、労働者、社会主義的団体の罰則、解散(第8条)など。E. R. Huber, Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte. Bd. 2, Stuttgart 1964, S. 6-7.
- 5) 1848/49年革命時及び革命後のトゥルネン協会の具体的数値の確定は政治結社のダミーも含めて考察すると極めて困難である。ここでは E. ノイエンドルフと H. ノイマンに共通している約300から 100以下に減少という叙述を紹介しておくに留める。E. Neuendorff, Die Deutsche Turnerschaft 1860-1936, Berlin 1936, S. 27. H. Neumann, Leibesübungen im Dienste nationaler Bestrebungen: Jahn und die deutsche Turnbewegung. -in: H. Ueberhorst (Hrsg.), Geschichte der Leibesübungen, Bd. 3/1, Berlin/München/Frankfurt a. M. 1980, S. 272f.
- 6) 連邦結社法の制定時においてアメリカへの亡命移住のトゥルナーの数が頂点に達しており (例えば 革命後の10年間については以下のとおり、1850年-75人、52年-106人、53年-98人、54年-116人、55年-23人、56年-31人、57年-18人、58年-6人、59年-10人、60年-7人) これは上記法律の一定の効果を 示していると思われる。この点に関しては、H. Ueberhorst (1978)、a. a. O., S. 41f.
- 7) W. Eichel u. a. (Hrsg.), a. a. O., S. 191-193.
- 8) E. Neuendorff (1932) a. a. O., S. 544.
- 9) A. Martens, Das Stiftungsfest der Berliner Turngemeinde, DTZ. 1857, Nr. 5, S. 34.
- 10) Das Berliner Männerturnen, DTZ. 1857, Nr. 11, S. 48.
- 11) 川越 修『ベルリン王都の近代―初期工業化・1848年革命―』ミネルヴァ書房, 1988年, 第8章及 びエピローグ参照。
- 12) A. Martens, Betrachtungen, Turn-Zeitung. (Eßlingen), 1854, Nr. 16, S. 128-130. ついでにいえば 次項で論じるトゥルネン協会派の代表である E. アンゲルシュタインにしても当時医学部の学生であり, 普墺・普仏戦争の軍医の経験もいかし, 後年に『健康と病人のための住まい体操』や『少女や婦人のための住まい体操』をものしている。R. Gasch, Handbuch des gesamten Turnwesens und der verwandten Leibesübungen, Wien und Leipzig 1928, S. 12-13.

Ⅱ. ベルリントゥルネン委員会の組織、活動原理

1 委員会成立の概観

ベルリンにおける男性のトゥルネン協会の状況は離合集散ともいうべき様相を呈している。以下その概略を記しておこう。最初のトゥルネン協会は1848年4月16日に設立された「ベルリントゥルンゲマインデ」(以下、ゲマインデ)であり、E. アイゼレンの弟子であるクルーゲ、リューベックらが会員の指導にあたったが、ゲマインデは1849年8月にアイゼナッハ総会で設立された

「ドイツ一般トゥルナー同盟」にも加わった。しかし1850年3月15日、ゲマインデから分離する 形で第2の協会である「ベルリントゥルナー協会」が K. ノヴァックにより設立された。当協会 は1853年まで活動していたが、その後約30人のトゥルナーが脱会し W. バロットの指導の下に 「バロット・トゥルナー」として小集団を結成した。「バロット・トゥルナー」たちは約4年の間、 団体(協会)というまとまった形態にとらわれることなく規則的にトゥルネンを実施していたが, 集団の力量を増大させ世間にたいし自らの存在を誇示することでより多くの同志を得る必要から、 1857年に名称を「アイゼレントゥルネン協会」へと改名した。また、同年4月24日には「トゥル ネン協会『グート・ハイル』」(以下, グート・ハイル)が F. エーレルマンにより組織化された。 これら協会は当初合同の方向に進まなかったが、それはトゥウネンの活動基盤である当時の施設 問題――個人所有の室内施設、居酒屋や乗馬コースなどの棲み分けあるいは共同利用、合同に適 した比較的大規模なトゥルネン施設の欠如――にみる物的条件の影響も小さくないが、新しい協 会の誕生が古い協会をいわば分割する形で結成され、会員の争奪をはじめとする不和の連続が各 協会の関係を疎遠なものとし相互の敵対的な感情を増幅させたたこともそれに拍車をかけた。 1857年になりようやく「ゲマインデ」が各協会にたいしトゥルネン委員会という共同の指導者養 成機関を設けることを単独で提案し、同年7月19日に最初の準備会議がもたれ指導者講習会も実 施されたが十分な成果は得られなかった。この状況に危機感をもったベルリンの各協会は R. コ ッホハンの提案により1857年11月26日にベルリンの4協会の合同会議を開催し、その場で E. ア ンゲルシュタインから「より緊密な日常の結合のための手段と目標」の必要性の訴えがなされ、 最終的に「ベルリントゥルネン委員会」(Berliner Turnrath) の創設が共同で宣言されたのである。 ところで委員会の設立はプロイセン憲法や結社法などの規定に抵触するようにみえる。確かに当 委員会は後述するように規約をもつ同盟(ブント)ではなく,あくまでも委員会(ラート)にすぎ ない。しかし1857年に摂政に就いたたヴィルヘルム(後の皇帝ヴィルヘルム1世)の当時の立憲政 治的振る舞い,またそれと関わったプロイセン全体の自由保守派や穏健自由主義者など自由主義 市民層勢力が台頭するドイツ「新時代」(die Neue Äre)の状況との連関において, 当委員会の成 立と活動を捉えておく必要があろう。

2 組織の内実

次にこうして誕生したベルリントゥルネン委員会の組織の内実についてみてみよう。シュヴァーベントゥルネン同盟と同様に各協会による代議員制を採用しているが,後者の場合1つの協会にたいし代議員1名であるのにたいし前者,すなわちベルリンの委員会は協会の会員20名にたいし1人の代議員が選出されるシステムとなっており,この点で両者は異なっている。またシュヴァーベントゥルネン同盟は規約の上で加盟協会にたいし総会議決事項の拘束力をもつが,ベルリンではリジットな規約を設けずむしろ協議会的な連合組織ともいいうる性格を有しており,この点は先の法的制度的枠組みの当委員会への影響の一つと思われる。設立時の委員長はE.アンゲルシュタインであり,彼はシュヴァーベンの Th. ゲオルギーやザクセンの F. ゲッツらと同様に後年自由主義的政党や団体に身をおくことになるが,ドイツにおけるトゥルネン協会全般のヘゲモニーを共同して獲得していくことになる。

ところでベルリントゥルネン委員会は1858年6月,「トゥルネン協会『フォアヴェルツ』」(以

	職業		夏	冬	職業	夏	冬	職業	夏	冬
教		師	12	13	錠 前 工	18	14	喫 茶 店 店 主	1	1
法	律	家	4	8	製本屋,皮製造工	29	29	花 火 製 造 工	1	_
医		師	3	4	植字工	13	10	真ちゅう細工工	1	1
薬	剤	師	3	4	石版印刷工	4	3	印刷業者	1	2
大	学	生	11	24	金属鋳型工, 旋盤工	3	5	銅版印刷業者	1	1
建	築	家	2	8	金属細工工	2	1	大 工	1	2
彫	刻	家	17	19	ブリキエ	8	10	おけ職人	1	1
画		家	17	15	宝石, 金, 銀細工工	8	8	ブラ人製造工	1	1
石	版 画	家	11	8	金メッキエ	4	5	手 袋 製 造 工	1	_
木	版 画	家	2	1	家 具 職 人	17	15	彩色職人	1	1
銅	板 画	家	3	4	家内内装工	6	4	内装ペンキ職人	1	_
彫	版	師	6	6	馬具製造工	3	3	左 官	1	1
彫	金	師	3	1	く つ 屋	7	5	菓 子 製 造 工	1	1
事務	5員,官庁書	記	10	17	仕 立 て 屋	14	13	工場労働者	1	3
本		屋	9	8	織り工	5	6	獣 医 学 生		1
商		人	48	63	染 色 工	2	1	音 楽 家	_	4
I	場 経 営	者	2	2	床屋	3	3	兵 士	_	4
技	術	者	3	11	葉巻き製造工	3	6	船 乗 員	-	1
高等	辛工 業 学 校	生	10	8	ギムナジウム等生徒	12	30	ワイン酒桶匠	_	1
機	械	エ	12	17	在野の学者	1	1	その他	10	10
時	計 修 理	エ	2	1	学校職務任官志願者	1	1			
楽	器 製 造	工	4		図 案 家	1	3			
機	械 製 造	エ	7	9	郵 便 職	1		計	391	474

表1 ベルリントゥルネン委員会加盟5組織における1858年度会員職業別構成

下,フォアヴェルツ)を委員会主導で設立するが,この新協会を含めた1858年度の会員の職業別構 成は表1に示されたとおりである。これをみると委員会の会員(夏季-391人,冬季-474人)が、 基本的にはユンカー,将校,高級官僚,聖職者などのいわゆる保守的な教養的市民層及びプロレ タリア化した不熟練労働者を除いた都市中間層によって構成さていることが解る。具体的には手 工業者層が夏季47.3%,冬季35.4%と最も高い数値を占めているが,周知のようにベルリンはザ クセン、ライン河下流域などとならんで機械工業の中心地の一つであり、それは高等工業学校生 徒を含む工場経営者 (Öknomen),技術者 (Techniker) 機械工 (Mechaniker),機械製造工 (Maschienenbauer)の数にも現れている(夏季-40人,冬季-48人)。また芸術家を含めたインテリ層の 構成比が,例えば同時期のライプツィヒの一般トゥルネン協会との比較において高いのも特徴で ある(夏季24.9%, 冬季29.5%)。わけても「フォアヴェルツ」は設立時の会員14名の大半が教師 であったことの影響からその比率が57.1%と委員会全体の平均を大きく上まわっており、その 分手工業者の比率が9.5%と低くなっている(表2)。また会員の中にギムナジウム生徒が数十 人所属しているが、この点に関してはギムナジウム生徒の社会的出自が必ずしも教養的市民層で はなくむしろ都市中間層に多いという最近の研究動向を踏まえると、上で述べた会員構成の特徴 を翻すものではなかろう。むしろ教育機関へのトゥルネン協会側の関心とアプローチの一端を看 取すべきである。また会員の年齢構成をみると20歳代以下の会員で大半が占められており,その 意味でもトゥルネン協会の活動が比較的若い青年層により担われていたことが理解できる(表 3)。ちなみに E. アンゲルシュタインは1858年当時, 28歳であった。

⁽備考) 夏期は4~9月, 冬期は10~3月である。また5組織別の会員数はゲマインデ夏113—冬153, トゥルナー協会94—78, アイゼレントゥルネン協会73—90, グート・ハイル90—115, フォアヴェルツ21—38である。

⁽出所) Berliner Turnrath, Statistische Uebersicht des Berliner Turnvereins im Sommerhalbjahre 1858, DTZ, 1859, Nr. 1, S. 6-7, Nachrichten und Vermischtes, DTZ, 1859, Nr. 14, S. 68. より作成。

	知識人	芸術家	商人	手工業者	技師機械工	事務・官吏	生 徒
ゲマインデ	18	15	17	32	19	6	6
ベルリン TV	1	22	7	52	2	1	_
アイゼレン TV	4	10	14	36	3	4	2
グート・ハイル	4	12	17	52 .	4		1
フォアヴェルツ	8	4	3	2	_		3
5 協会全体	35	63	58	186	28	11	12

表2 ベルリントゥルネン委員会傘下協会における階層別会員数(1858年度夏季)

(出典) Berliner Turnrath, a. a. O., S. 6-7. より作成

表3 ベルリントゥルネン委員会の会員の年齢構成(1858年度夏季)

	20歳未満	20-25	25-30	30-35	35歳以上
ゲマインデ	28	45	21	15	4
ベルリンTV	43	22	10	2	1
アイゼレン TV	24	21	20	6	2
グート・ハイル	21	39	13	11	5
フォアヴェルツ	9	1	4	3	3
5 協会全体	125	128	68	37	15

(出典) Berliner Turnrath, a. a. O., S. 6-7. より作成

3 委員会の活動基本方針

委員会の基本方針に移ろう。ベルリントゥルネン委員会では会の基本方針を内的なものと対外 的なものに分けて設定している。まず内的な活動方針についてみると、端的にいえば協会内部に おけるトゥルンネンの高揚を目指すことであり、それはトゥルネンの身体的側面と精神的側面と いう二重性を重視することにより達成されるべきものであるという。したがって委員会はそのた めの指導性を発揮すべく優れた指導者の養成に取り組まねばならない。ここでいう優れた指導者 とは難易度の高い技を自らが実践できるといった単なる技能レベルの位相に完結しないばかりか 運動に内在する因果関係に精通し,さらに身体運動の古代から現代にいたる歴史的発展過程の知 11) 識を身につけ,それをトゥルナーたちに伝授できる教養人でなければならないとする。精神的な 作用力については各協会におけるトゥルナーの道徳的性向を覚醒させること,つまり協会が会員 の精神修練の場を設定し堕落、退廃しそうな青少年を鍛え、彼らの心性のなかに道徳的本質を刷 り込んでいく必要性を強調する。そのための有力な手段は歌であり、遍歴であり、そして冬季に おける規則的に開かれる内容豊かな講演である。したがって様々な教養人との相互交流が極めて 大きな意味をもつことになるが、先に論じた委員会におけるインテリ層の比重の高さはこの点を 会員構成の面から物語っているといえよう。ここには協会の活動を通じて形成されるべきトゥル ネンの徳性効果が滲みでているが,それは全能性をもちつつある国家権力にたいする協会活動の 正当性を強調する戦術であるとともに、他方で学校での規律の陶冶すなわちシュピース的集団秩 序体操を意識した提言であることは想像に難くない。

次に対外的活動方針をみておこう。この場合も内的なもの同様、二重の目標を持たねばならないとされている。つまり協会に直接役立つ事柄、及び委員会が代表して促進していく(しかしそれにより再度各協会に間接的に還元すべき)有益な事柄の2点である。この両者を十全なものとするために委員会には以下のことが義務づけられている。

- ① 委員会へのすぐれた精鋭の結集
- ② 誕生したばかりの協会や共同体 (Gemeinschaft) の高揚と支援
- ③ 合同そして公開での模範演技会 (Schauturnen) の開催
- ④ トゥルネンに関する事柄、論説、主張のトゥルネンをはじめとした各種機関紙への掲載 それをテコにしたトゥルネンにまつわる一般市民の偏見の払拭
- ⑤ 協会以外の既存の体育学校との結びつき,委員会と体育学校間の指導者,教師の交流,相 互訪問,招待

また上記の課題と関わって委員会は月に1度会議を招集し、その内容は全ての会員に公表されればならないとしている。この対外的な方針において先の戦術の意図は補完されより明確化される。つまり人々の耳目をひきつけるべき情宣活動の重視はトゥルネンの権威と正当性の確立の課題が未だ不十分であることの認識の表明であり、一般市民のトゥルネン協会にたいする偏見の払拭願望はそれを端的に物語っている。なぜなら一般市民がもつ偏見の対象は公共の価値規範の逆説として、当然国家権力の側が関心をもち監視の眼差しを向けることになるのだから。また学校あるいは教師との交流にしても、かの道徳性の涵養という課題にむけた官の学校にたいする民の協会がもつ先導性あるいは等価機能の表現ともいえるのである。

以上の基本方針から指導者,幹部養成,会員の道徳的涵養,対外的な情宣活動や学校当局との交流など委員会の基本方針がかなり鮮明になってくるが,これらを簡略化していえばトゥルネン復興期における委員会組織の権威と正当性確立のための課題と任務である。だが委員会の現実は会の路線上の対立や論争もしばしば生じている。ここでは1858年5月17日の定例会議で議論されたF. ジーゲムントの2つの提案を題材にこの点を見ておくことにしよう。

ジーゲムントの第1の提案は大学内に学生のトゥルネン協会を設立するというものである。提案理由として,彼はベルリンではトゥルネン創設当初の担い手である学生(当時ベルリンにある大学,建築専門学校,高等工業学校,獣医専門学校の学生総数が2170人と報告されている)がほとんど協会に加盟していない事実を挙げている。したがってベルリンの実践を契機にケーニヒスベルク,グライフスヴァルデ,ブレスラウそしてボンなどの大学に学生の協会を創ることを主張するのである。提案の2つ目は,ベルリン周辺都市に同じく協会を設立するというものである。この課題を専門的に遂行すべき委員を任命し,新たな協会の設立に向けて合同遍歴などを企画する必要性を強調する。これは先の基本方針の精神と合致するものであったが,既存協会の優先的強化や支援にともなう財政上の負担を根拠に,主として「ゲマインデ」所属会員から留保意見が提起された。最終的には全体的な合意形成がなされ5人の役員(W. アンゲルシュタイン,バッセ,ゲルト,メルツォヴ,ジーゲムント)から成るトゥルネン促進委員会がベルリンの委員会の指導傘下に設けられ,聖霊降臨祭の日にノイシュタット=エーベルスヴァルデに協会を設立する準備に促進委員会はとりかかった。

だが第1の提案に関しては賛否両論が拮抗している。賛成派の代表の一人は「グート・ハイル」の会員である W. アンゲルシュタインである。彼は大学におけるトゥルネン協会の設立にともなう会員拡大といった量的側面を根拠に提案に賛同した。また彼の兄でもある「アイゼレントゥルネン協会」の E. アンゲルシュタインは学生組織の誕生を他の協会の指導者育成の観点から、一歩踏み込んでトゥルネン協会の指導性と機能分業をそれに求めた。これに対して反対派は

「ゲマインデ」のヴィーマンに代表されるように、トゥルネン協会の本来の意義を楯に反論を展開する。つまりそもそも協会は国民的理念に基づいて設立され、ベルリンの各協会もこの原理原則に則りあらゆる階層の会員が所属しているが、今この段階で排他的な協会を創ることはこれまでの協会理念と矛盾すること。また、このような教養人だけの協会は他の協会と遊離してしまう危険性がある、と。この議論はヤーンがかつてトゥルネンに期待し活動のなかで強調したナショナリズム的な統一性、包括性では括りきれない協会の分岐を端的に示している。協会における階級、階層などによる分岐ともいうべきこの現象は、後の労働者トゥルネン協会やユダヤ人トゥルネン協会の設立において頂点に達するが、アンゲルシュタイの主張は一方で協会の権威と正当性を対外的に強調するものの、他方において協会内部における機能分化、つまり指導の名による序列化の意味を会員に賦与しているようにみえる。その大学における学生のトゥルネン協会は1860年7月17日に議論のすえ設立された。そこで、次にこの基本方針に基づいた委員会の具体的な活動がいかなるものであったのかが解明されなければならない。

- 1) Das Berliner Männerturnen, DTZ. 1857, Nr. 11, S. 50.
- 2) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1857, Nr. 23, S. 108.
- 3) Das Berliner Männerturnen, DTZ. 1857, Nr. 11, S. 49-50.
- 4) W. Angerstein, Die Berliner Turnverine und ihr Turnrath, DTZ. 1858, Nr. 8, S. 38.
- 5) Ebd., S. 38. Geschichte des Vereins Berliner Turnerschaft. Berlin 1888, S. 2. なお,成田十次郎 『近代ドイツスポーツ史Ⅱ 社会・学校体操制度の成立』不昧堂,1991年,114-116ページにもベルリ ントゥルネン委員会の成立過程と活動の一端が述べられている。が,固有名詞の表記は本稿と異なる。
- 6) W. Angerstein, a. a. O., S. 38.
- 7) 3者ともドイツトゥルナー連盟 (DT) 設立にむけての中心メンバーであるが、アンゲルシュタインはプロイセン下院における自由主義野党である進歩党に、ゲオルギーはドイツ国民協会及びビスマルクの支柱であった国民自由党に、そしてゲッツはザクセンの自由主義政党の人民党、後年国民自由党にそれぞれ所属していた。W. Eichel u. a.(Hrsg.), a. a. O., S. 218.
- 8) Berliner Turnrath, Statistische Uebersicht des Berliner Turnvereine im Sommerhalbjahre 1858, DTZ. 1859, Nr. 1, S. 6-7. Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1859, Nr. 14, S. 68. ライプツィヒの協会の職業構成にかんしては、A. Martens, Die Theilnahme am Leipziger Turnvereine und die Leistungen im demselben im Winterhalbjahre, Oktober bis März, 1856-57, DTZ. 1857, Nr. 10, S. 45-47.
- 9) この点に関しては、望田幸男、田村栄子『ハーケンクロイツに生きる若きエリートたち』有斐閣、1990年、第2章参照。
- 10) Berliner Turnrath, Aus Berlin, DTZ. 1857, Nr. 20, S. 119.
- 11) Ebd., S. 119.
- 12) Ebd., S. 119.
- 13) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1858, Nr. 14, S. 67.
- 14) Ebd., S. 68.
- 15) Ebd., S. 68.
- 16) Ebd., S. 68.
- 17) Ebd., S. 68.
- 18) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1860, Nr. 19, S. 107. ベルリン大学トゥルネン協会 (Die Akademische Turnverein zu Berlin) は「会員の身体的,精神的強化,トゥルネン及び身体運動のとりわけ大学生のもとでの促進,並びに国民的心情と大学生的な社交を会員のもとに育成することを目的」(規約第1条)に1860年7月17日に結成された。当協会はその後 DT や大学トゥルネン同盟

(Akademischer Turnbund) に加盟するが、協会独自のワッペンやシンボルとしての会旗や装飾など協会の公共領域を形成し活動を展開した。Satzungen des Akademischen Turn-Vereins zu Berlin, Berlin 1913, S. 3. Festschrift zum 50 jährigen Jubiläum des Akademischen Turnvereins zu Berlin. Berlin 1910.

Ⅲ. ベルリントゥルネン委員会の先導的活動

1 トゥルネン協会の祝祭と公開演技会

ベルリントゥルネン委員会の先導性を読みとるうえで、ベルリンあるいはその周辺都市さらにドイツ全土にむけたトゥルネンを通じた普及活動を見ておく必要があろう。なぜなら後述するように、そうした活動の啓蒙性はトゥルネンの普及と統合といった両義的側面を含んでいるからである。

ところでトゥルネンの普及、会員の拡大にとって創立記念祭をはじめとした祝祭あるいは公開 演技会をともなうトゥルネン遍歴 (Turnfahrt) の果たすべき役割は非常に大きい。なぜなら,こ れらの催しは会旗、歌、自然などのシンボルの共有及びトゥルネンと消防の演技への眼差しを通 じて,会員相互あるいは会員と非会員との共属感覚を醸成する舞台装置を構成していたからであ る。1858年3月14日にハーゼンハイデにて開催されたベルリントゥルナー協会創設8周年祭の概 要を事例に,この点を見ておこう。これは冬季の屋内における祭典の舞台装置の特徴を示す内容 となっているが,王立中央体育学校の将校,消防隊員,トゥルネン教師協会の役員,賛助会員な ど300名以上の来客の参加を得て開催され,同時に,設立して間もないベルリントゥルネン委員 会の結集を誇示するという意図も込められていた。会旗,木炭で描かれたヤーン像などによるホ ールの装飾、楽曲と歌の上演、主催者挨拶、ヤーン=アイゼレン方式による、跳馬、あん馬、平 行棒,鉄棒,各種跳躍用器具のもとでの指導者(Vorturner)による班別演技(8班)と自由演技. そして会食(しばしば女性による接待)と表彰,ドイツ国民のシンボルたるオークの葉にまつわる 講演と合唱など――夏季は,これに近隣の山,湖などへのトゥルネン遍歴が加わる――,これら 観衆の存在を前提とする催しは,確かにトゥルネンを国家権力や市当局など公に顕示する重要な 装置であった。それは E. アンゲルシュタインなどの演説によく表れているが,彼はこの場でト ゥルネン協会によるベルリントゥルネン委員会の結成と当地のトゥルネンの正当性を連関的に主 張した。このような主張はトゥルネンの過去と現在との連続性を強調すべく、ヤーンそしてブル シェンシャフトとヴァルトブルク祭との関係を援用し、現状の国民的課題を市民に訴えかけた 1858年8月15日の「アイゼレン」の創設5周年祭や翌59年3月31日の公開演技会などにおいても なされ、彼はそのなかでトゥルネンは健康の保持増進の唯一の手段であることに加えて、忍耐力、 気力そして勇気など,会員の精神的高尚化,国民的性向の涵養,総じて国防能力の育成にとって 最も有効な手段であること、しかしその場合でも組織のなかで共同で行うのが最適であり、それ ゆえ協会へ入会すべきであることをことさら強調するのである。

しかし、これら催しは以上のような言説的な性格と並んで、参加者の求心的な眼差しや聴覚を 通じて身体に入念に刷り込まれていく全体として高度に様式化されたトゥルネンの記号体系をつ

くりあげた点に特徴がある。別言すれば、祭典などトゥルネンの当時の公共領域においては、参 加者は可視化されたシンボルや演技などを身体に刻印するという.ハレの日の単なる乱痴気騒ぎ や楽しみ事では済まされない世俗儀礼的な役割行為を担うことが要求されるのである。ここにト ゥルネンの普及と統合の両義的なメカニズムの一端が表わているように思われる。例えばベルリ ントゥルネン委員会は、前述した1858年の定例会議後の5月30日にローゼンタールへの遍歴を実 施し公開演技会などを通じて6月1日に「フォアヴェルツ」を設立させたが、同様のことはポツ ダム.フライエンヴァルデなどでも実施され,これらは先の創設記念祭と同様の舞台装置で構成 されており、ここから協会ごとの指導者相互の研修の実態と併せてベルリントゥルネン委員会の これら協会にたいするヘゲモニーが着実に広まっていったことが推測される。また委員会と当初 関係をもたなかったシュテッティンの協会も、かつての「ゲマインデ」の会員が当協会のトゥル ネン教師(Turnwart)となることで間接的に委員会との交流を開始するが,1860年7月22日に開 催されたポメルン・マルク地方初の県(Kreis)トゥルネン祭―ベルリンからの300人以上のトゥ ルナーをはじめ県内外から1000人以上の参加――に関するアンゲルシュタイの主張には先の役割 行為の意味がよく現れている。彼は民俗祭典(Volksfest)の和やかさ,楽しさ,快活さをまるご と否定しないものの、国民としての愛国的感情が欠如している仲間との猥談、頽廃的な安酒の臭 い、狂人的な徘徊などといった反道徳的な乱痴気騒ぎにたいしては厳格に拒否し、古い時代の民 俗祭典にかわる現在の国民生活に相応しい民族祭典――それは個人の精神的気高さと連帯感が一 般化し愛国的思想にまで昇華する――としてトゥルネン祭を位置づけた。つまり彼が要求するの は喧噪のなかで培われる「民のモラル」を否定した、国家の安寧秩序の維持と愛国心の涵養に適 したトゥルネンなのである。

また上記の近隣協会への関与と関連して、ベルリントゥルネン委員会ではトゥルネンに対する偏見の払拭と会員拡大の観点から、主として親方、手工業者協会(Handwerker-Verein)と連携して、トゥルネンに関する講演会の実施、当協会内におけるトゥルネン支部の設立と公開演技会や指導者講習会の開催、そして遍歴職人などにたいする入会金免除措置にも協力している。これらの事柄に関しては1860年のコーブルク全国総会でも審議されたが、例えばリュッケンヴァルデにおける400人の手工業者協会内のトゥルネン支部の事例にみられるように、手工業者協会内におけるトゥルネン支部の設立問題は先述した大学のそれと同様、「すべての階層からの結集」というトゥルネン協会のそもそもの理念と矛盾するようにみえる。しかしイギリスとは相対的に異なり、ドイツでは法的固定化(身分的セメント化)の梃子入れもあって共通の経験と規範とをもった手工業的伝統が残存しており、ベルリントゥルネン委員会の正当性の認知と協会における手工業者会員の獲得に向けて上記のような取り組みが要請されていたとみるべきであろう。

以上のような委員会による先導性のドイツ全土への拡延は、全国統計の作成とヤーン記念碑建立へのとりくみにも表象されているが、次にこの点をみておこう。

2 全国統計の作成

ベルリントゥルネン委員会は1859年2月15日,ベルリントゥルネン委員会・普及委員会名で、スイスを含めたドイツ全体を対象としたトゥルネンに関する最初の統計調査の実施と協力を訴えた。これは同種の調査をハンブルクのドイツトゥルナー同盟が断念したのをうけてのものだが、

当委員会は、この統計調査のねらいを「トゥルネン協会の状況の相互認識をいかに刺激的に個々 の会員に働きかけるか、また、(統計から得られた) 十分な概要をトゥルネン全体の普及への努力 に向けてどのように活かすべきか」に置いた。調査はアンケート方式で実施され調査対象の協会 の住所が不正確であるのに加えて回収率が十全でなく、調査主体のベルリントゥルネン委員会さ え「全国統計の作成と公開を中断せざるをえない」状況にあると認識した時期もあり、その限り で不十分さは否めない。しかし正確性の問題を孕みつつも,一国レベルにおける各協会の状況を 初めて対象化しようと試みた当調査の持つ意義は,決して小さくない。それは全国統計の作成を 通じて形成される地域支配のイニシアティブという点において。かねてより A. マルテンスは 中央機関による祭典などトゥルネンに関する統計調査の必要性を指摘していたが、1860年 6 月の 第1回ドイツトゥルネン=青少年祭典 (コーブルク祭) 以後に結成された全国を射程化した統括 機関(ドイツトゥルネン協議会,いわゆる「5人委員会」,ドイツトゥルネン委員会など)にとって全国 統計は、ある意味では地方協会の実態を把握し、さらにその構築を図るための重要な手段でもあ ったと思われる。ベルリントゥルネン委員会は統計作成の意義を前述のねらいに加えて次のよう に強調する。「この統計的構成の意義はトゥルネンの普及に関する地理上の概観とともに、様々 な点における協会設備の本質的な洞察を実施するためのものである」と。1863年ドイツのトゥル ネン協会の地域的再編(Kreisによる区割り)と併せてなされたより精緻な全国統計調査の意図は, この文脈からも把握しておく必要があり、ベルリントゥルネン委員会による全国統計はさながら かかる地域の構築の先駆的取り組みともいうべき実践であったのである。

ところで全国統計調査は1860年にライプツィヒから公刊されるが、具体的項目をみると、会員数(正会員、準会員、会友)、協会の設立年月日、会員の主たる階層、教師の有無、活動回数、活動場所、剣術、合唱活動、文庫の有無、蔵書量、消防班の有無、連合組織加盟の有無など、かなりきめ細かなデータを収集しようとしていることが分かる(表4)。このドイツをくまなく調査領域とした統計による対象化は個々の協会にたいし全国の状況を意識化させる動因でもあり教師、施設、活動内容などの表象は、その限りで協会への地域的あるいは全国的な支援を生み出す契機にもなりうるが、しかし同時にそれは全国的な限差しに置かれた各協会が差異化すなわち自己の欠落部分や不備の認知を通じて「基準や正当」を認識する過程でもあり、いわばデータによる新たな価値の序列化をもたらす支配の創出過程と密接に関わっている。なぜなら項目にある活動内容や諸条件を各協会はドイツ全土の相対において意識しないわけにはゆかないのだから。60年代初頭に展開される協会の射撃種目導入に関する論争はその端的な現れであろう。

3 ヤーン記念碑建設運動

ハーゼンハイデにおけるヤーン記念碑建設運動は1852年10月15日のヤーンの死去をうけて、1857年12月の DTZ 紙上に掲載されたイエナの大学生からの提案に端を発する。ヤーンの記念碑に関してはライプツィヒのトゥルナーが主張するフライブルクと、ベルリンのハーゼンハイデの2つの案があったが、この段階では前者におけるヤーン墓碑という形態で墓碑建築実行委員会がライプツィヒに結成されドイツ全域からの募金活動の末、1859年10月16日に除幕式が執り行われた。こうした動向にたいしベルリンでは「グート・ハイル」の提案をはじめ、トゥルネン委員会がヤーン墓碑はみすぼらしい印象を与えるとし、彼の活動の拠点であったハーゼンハイデこそヤ

ベルコントゥルネン委員会による1850年会国練計からの抜粋―プロイヤン干国ブランデンブルク地区― **₩**

児 童 4回, 指導 者講習2回	 	月 会 日 Sgr.	? ——
ニコライ乗馬学校	神回		74 — 24 2回, 指導 10 Sgr. 5 Sgr. 者講習 2 回
する	5 2回, 指導 7 5 Sgr. 者講習1回 室	- 5 2回, 指導 5 Sgr. 者講習 1 回	5 2回,指導 Sgr. 者講習1回
タル室内	- 2回,指導 若講習1回	2回,指導 者講習1回	回,指導講習1回
レひ	- 2回,指導 - 者講習1回、	2回,指導者離四1回	回, 指導 講習 1 回
こく	一 2回	— — 2 III	т. — 2 🗉
かん	3 🗆	— 3回	3 🗇
	- 3回		
ニコライ 乗馬学校	127,2 2回 1/2 Sgr.	—————————————————————————————————————	2 回
	42 1 回 5 Sgr.	. 42 1 5 Sgr.	42 1 Sgr.
	一 2 回	2,7 — 2 1/2Sgr	_ 2
防彈室	一 2回	— 2 <u>0</u>	回
	— 1 <u>0</u>		
	— 夏2回 冬1回	13 — 夏2 r. 10 Sgr. 冬1	13 — 夏2 pr. 10 Sgr. 冬1
	一 夏2回 次1回	7 -	— — 夏2

(備考) T=トゥルネン、Sgr.=ジルバーグロッシュエン (出典) Berliner Turnath, Uebersicht der Deutschen Tum-Vereine, Leipzig 1860.

ーン記念碑の建設地として最も相応しいとして1858年11月24日の定例会議においてヤーン記念碑建設特別委員会(E. アンゲルシュタイン,マスマン,ラコヴ,フォイクト,ジーゲムント)を設けることを全会一致で決議した。記念碑建設費用については1万ターレルが見積もられたが(フライブルク墓碑は約850ターレル),それはドイツ全体の約200の協会に所属する1万人の会員1人あたり1ターレルの募金を念頭においての試算である。また,定礎式はトゥルネン生誕50周年にあたる1861年に全国的なトゥルネン祭とリンクして執り行うとし,それに伴いドイツ各地域の協会にたいし次ぎの項目に関する問い合わせを行った。

「トゥルネンの父ヤーンのために、ベルリン郊外のハーゼンハイデにおいて意義深い記念碑を建設すべきであるとする我々の見解に賛同するかどうか。見解に賛同するのであれば、あらゆる努力を惜しまずその実現に向けて募金収集に即座に着手するかどうか。」

特別委員会はこの問い合わせにたいする反響を背景に、1860年5月11日に会議を招集し委員の 補強 (12~17名) 並びに政府当局の許可の獲得と国民への募金ネットワークの形成について審議 するとともに、先のヤーン墓碑建設運動及び同時期に実施されたアルント記念碑募金などを考慮 して、それらの成功をにらんで開始することを確認した。これらベルリントゥルネン委員会主導 によるヤーン記念碑建設運動は, E. デュレの主張をみるまでなく「トゥルナーの聖地」たるハ ーゼンハイデと解放戦争における祖国統一の擁護者、推進者ヤーンにより交わされる増幅作用の 効果が期待されている。すなわち、すでにヘルマン記念碑の事例が雄弁に物語っているように、 ドイツにおけるモニュメンタリズムの展開は重要な国民的表現でもあったが、トゥルナーらにと ってヤーン記念碑の建設は同様な重み有していた。周知のようにヤーンはキリスト教の精神を組 み入れたゲルマン人としての歴史的連続性の感覚や意識をトゥルナーに求めたが、民族たるドイ ツ人の威光的シンボルとしてヤーンの記念碑は,解放記念日などの国民的祝祭としばしばリンク して開催されたトゥルネン祭における国民の自己表現,つまりゲルマン的シンボルの構成要素で もあったのである。その点でハーゼンハイデのヤーン記念碑のもつ意味は大きいといわねばなら ない。また可視化されたヤーン像の存在はそれ以降,各種祝祭の演説における過去のヤーンのド イツ民族たるに相応しい英雄的言説とともに、トゥルナーにかの役割行為を無意識のうちに演技 させるシンボルともなったのである。ハーゼンハイデのヤーン記念碑は1861年8月10日に定礎式 が, 落成式は約10年後の1872年8月10日に実施された。以上の活動はそれぞれベルリントゥルネ ン委員会の先導性を表すものだが、最後に政府当局宛に作成された覚書の内容にたちいることで、 殊に国家の近代化と対峙した当委員会の啓蒙的プロパガンダの中味を明らかにしておこう。

- 1) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1858, Nr. 8, S. 40.
- 2) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1858, Nr. 20, S. 95-96.
- 3) E. Angerstein, Rede beim Schauturnen der Berliner Turnvereine, DTZ. 1859, Nr. 12, S. 54-55.
- 4) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1858, Nr. 14, S. 68.
- 5) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1860, Nr. 13, S. 67. Nr. 19, S. 104.
- 6) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1860, Nr. 7, S. 36. Das Stettiner Turn-fest am 22. Juli, DTZ. 1860, Nr. 18, S. 97-98.
- 7) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1860, Nr. 23, S. 136.
- 8) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1860, Nr. 7, S. 35-36. C. F. Ulrich, Wodurch ist der Handwerkerstand für die Turn-Vereine zu gewinnen? DTZ. 1860, Nr. 15, S. 77-78.

- 9) Der Berliner Turnrath, Der Ausschuß für Verbreitung des Turnens, An die Deutschen Turnvereine, DTZ. 1859, Nr. 7, S. 33. なお、前述したベルリントゥルネン委員会傘下の協会を対象とした統計調査(1858年)の目的にも、既に同様のねらいが記されている。Berliner Turnrath, Statistische Uebersicht des Berliner Turnvereins im Sommerharbjahre 1858, DTZ. 1859, Nr. 1, S. 6.
- 10) ノイエンドルフはこの調査結果 (241の協会, 23,670人の会員という数値) はあまりあてにならないと評価している。E. Neuendorff (1932), S. 547-548.
- 11) A. Martens, Ueber Turnerbünde, DTZ. 1858, Nr. 7, S. 30.
- Berliner Turnrath, Der Ausschuß für Verbreitung des Turnens, Aufforderung, DTZ. 1859, Nr. 13,
 S. 57-58.
- 13) Berliner Turnrahth, Uebersicht der Deutschen Turn-Vereine. Leipzig 1860.
- 14) Der Ausschuß für das Jahn'sche Grabdenkmal, Die Jahn=Grabdenkmal=Gelegenheit, DTZ. 1859.
 Nr. 26. S. 121-122.
- 15) Ueber Jahn=Denkmal, Vorbemerkung, DTZ. 1858, Nr. 15, S. 71.
- 16) E. Angerstein, An die Turner Deutschlands und der Schweiz, DTZ. 1859, Nr. 6, S. 30.
- 17) Der Berliner Turnrath, Das Jahn-Denkmal in Hasenheide, DTZ. 1860. Nr. 13, S. 66-67.
- 18) E. Dürre, Jahns Denkmal, DTZ. 1858, Nr. 17, S. 78.
- 19) K. Kapell, Die Feier der Schlacht bei Leipzig in Berlin, DTZ. 1859, Nr. 24, S. 113-114. なお,本稿においてはG. モッセによるシンボルなどがもつ文化統合作用の分析枠組みから多くの示唆を得ている。G. モッセ『大衆の国民化―ナチズムに至る政治シンボルと大衆文化』(佐藤卓己・佐藤八寿子訳) 柏書房,1994年。
- 20) 墓碑も含めたヤーン記念碑はその他ヤーン生誕の地ランツさらにアメリカのシンシナティやセントルイスにも造られた。この点に関しては R. Gasch, a. a. O., S. 376-377.

Ⅳ. 政府宛覚書にみるベルリントゥルネン委員会の啓蒙的プロパガンダ

1 覚書作成の背景

ベルリントゥルネン委員会の3委員(E. アンゲルシュタイン,マスマン,フォイクト)は、1860年2月、『トゥルネン術と祖国の防衛体制』と題する覚書をプロイセン政府宛に送付し、併せて全国のトゥルナーにそれを公表した。この覚書は南ドイツシュヴァーベン地方のトゥルナー、カレンベルクとゲオルギーによるコーブルク祭への「結集の呼びかけ」と同時期に発表されたが、両者はトゥルネンの結合と統一に関する当時のドイツ南北からのイニシアティブとみなしうる。後に詳しくみるように、政府宛覚書の機軸は学校と軍隊へのトゥルネンの導入と促進、とりわけ後者におけるトゥルネンの権威と正当化の要求を通じたシステムへの同化にあるといってよい。

ところで覚書の趣旨と同種の内容の記事が59年以降,DTZ 紙上に頻繁に登場するが,これらは同年のイタリア独立戦争を契機としたフランス,オーストリアに対するトゥルナーらの危機意識とドイツ統一要求とが,かの解放戦争時の心性と相俟って吐露されていることは間違いない。 覚書のタイトルである『祖国の防衛体制』がこの点を端的に示している。しかし覚書の内容はこのような外圧的要因からの知見のみで評価してはならず,後の「憲法紛争」にエスカレートする王権と議会勢力との政治権力をめぐる闘争といった国内状況との文脈においても捉えおく必要があるだろう。つまり前述したように覚書が送付された1860年は,ドイツでは議会における保守派

と自由派の勢力関係が逆転しブルジョアジーの自由化の要求が実現するかにみえた「新時代」と呼ばれる時期であり、アンゲルシュタインや T. ゲオルギーらの政治的、経済的スタンスと行動——自由主義左派の進歩党員として、あるいは59年に結成されたブルジョアジーの政治結社である「ドイツ国民協会」の一員として——及びトゥルネン協会会員の主たる階層から判断して、覚書の内容がこれら自由主義者の諸要求を反映している事実を見逃してはならない。そうでなければベルリンの委員会やそれを受けて作成されたドイツトゥルネン協議会の同種の覚書が、なぜ政府と議会宛に出されたのか十全に理解できないだろう。

ところで A. ファークツによれば,プロイセン軍部は1848/49年革命時の郷土防衛軍の独立 性を根拠とした革命的混乱と軍隊の撹乱を踏まえ、革命後、戦時軍隊の均質化に取り組んだ。す なわち歩兵の2年半現役制(1852年), 3年現役制(1856年)そして郷土防衛軍の制限と排除であ る。プロイセン将校の伝統的「騎士的」資質を受けているとはいえ、火器類の使用とクラウゼヴ ィッツらによる戦術の改変そしてこの軍隊の均質化はドイツにおける「軍隊の近代化」を着実に 進行させたが,現役軍人にはその分,忠誠なる兵士に相応しい役割行為が要求された。ついでに いえば,周知のように18世紀後半以降教会からの教育行政の独立を順次確保してきたプロイセン では,1794年の一般国法による諸学校や大学の国家機関化の規定をかわきりに,主として正当化 された資格・職業ヒエラルキー内部における構造連関を動因として19世紀を通じてギムナジウム. 「都市学校」(後に「近代的中等学校」(実科学校)へ分化),職業学校の構造変化,そして「貧民」学 校の「村落学校」「町立学校」、義務教育年齢児のための「民衆学校」への改称等といった学校類 型制度及びカリキュラム改革など,総じて学校教育における近代のシステム化も同様に進行して いた。したがって軍隊とも関わるトゥルネン(あるいは体育)の学校への導入問題は,単なる導 入の時期やカリキュラムの位置づけだけをみるのではなく、例えば教育システムの出現や成立の 過程における教科内容の意味づけを資格構造や職業上の要請を促す外的動因との連関において把 握しておかねばならないだろう。話を軍隊にもどそう。プロイセン憲法の規定によれば軍事予算 と陸相にたいする文民統制が議会に賦与されており、ここに統帥権に象徴される王権の権力的地 位の確保と議会を基盤とする自由主義者との対峙関係が生起する構図がある。委員会の覚書と時 を同じくして陸相ローンは(1)正規軍の大増強(年間募兵数を4万から6万3000人,常備兵力を15万か ら22万人へ)、(2)3年兵役制の確定、(3)市民的性格の強い後備兵の弱化、正規軍への吸収を骨子と する「兵役法」を下院に上程しプロイセン軍事力の飛躍的強化をめざしたが (同年5月, 軍事増強 費の承認と引き換えに撤回).これに対して自由主義ブルジョアジーは(1)には賛同したものの.国 民経済における生産的労働の損失の観点から(2)と(3)には反対した。つまり、この路線と基本的に 一致するベルリントゥルネン委員会の覚書は、立憲に準拠した自由主義陣営のトゥルナー領袖に よる啓蒙的プロパガンダといえるのである。

しかし3年兵役制などには反対しつつ国家統一による経済効果の面から軍事増強に賛同するという自由主義ブルジョアジーの矛盾的行為は、結局のところビスマルクによる「上から」の国家統合に道を開いたが、覚書の内容にしても先の軍隊の近代化の方向と対峙するのではなく、むしろそれを補完し強化することを本旨としているかのようにみえる。したがって覚書はトゥルネンの構造転換によるシステムへの同化、その再生産という知見からも評価しておかねばならない。以下、具体的に覚書の中身を吟味しておこう。

2 覚書の内容

覚書は趣旨説明から始まっているが、具体的な要求は次の4項目である。要求の対象は当然のことながら国家(Staat)である。

- ① 中等学校における夏季のトゥルネン場(Turnplatz)と冬季の室内トゥルネンホール (Turnsaal) の建設, 村落学校や民衆学校における独自の夏季, 冬季のトゥルネン空間 (Turnraum) の確保と共同利用
- ② トゥルネン教師の実践的、理論的育成及び専門科目教師としてのトゥルネン教師の資格化
- ③ 地域における大規模な公共トゥルネン場、室内トゥルネン場(Turnhalle)の建設とそれによる学童、市民へのトゥルネンの機会提供
- ④ 兵役期間の短縮あるいはより迅速、効果的な養成にむけた現役兵にたいするトゥルネンに 8) よる育成の考慮

ところでベルリントゥルネン委員会の対外的活動課題の一つとして学校機関との指導者をはじめとした交流、つまり学校体育の促進が位置づけられていた点については先に述べた。してみれば覚書の要求の中に各種学校への公的支援の項目が含まれていることは、課題の性格からして当然ともいえる。しかしこの覚書の意義は、それがプロイセン軍制改革を直接の契機として作成されている事実からもうかがえるように、軍制論議を軸に軍隊と学校といういわば近代的監視システムを表象する国家の権力装置とトゥルネンとを結合させたところにあるように思われる。その意味で覚書にみるトゥルネンは徹底して手段化の範疇にある。すでにグーツムーツの体育(Gymnastik)とヤーンのトゥルネンの連続的な把握に疑問を呈し、機械的な測定事実から身体の教育を重視するグーツムーツの体育と国家市民の育成としてのヤーンのトゥルネンの断続的側面に着目した山本は、トゥルネンの手段化に関する卓見を提示した。しかしヤーンの逮捕と「トゥルネン禁止」(Turnsperre)が逆説的に物語っているように、そもそもヤーンの時代においては状況を変革すべき民の自発性が確保されており、したがってここでいう手段化とは質的に異なる。別言すれば覚書の方向は、合意形成システムを再生産すべき国家機関への貢献、その限りで擬似自発的な同化としての手段化である。この点に関しては後に詳しく論じる。

さて、プロイセンでは生徒の健康状態の悪化を危惧するロリンザーら医師からの批判が、文部当局をして「トゥルネン禁止」を停止させる付加的衝撃となったっが(1842年)、この時点で例えば私的な事項であった教師の資格認定モデルをプロイセン国家の教育政策対象とすることなど、かつての国家反逆的トゥルネンは、政策的には、トゥルネン(=体育)教師の国家的養成とコントロールの方向へと転轍される。ロートシュタイン率いるベルリン王立中央体育教師養成学校も、この課題を遂行すべき役割を担っていたことはいうまでもない。つまり教師養成が軍隊の将校をはじめとした監督の指揮系統のもとに置かれ、制度的にはシステム化した授業計画にしたがって指導が行われることになったのである。例えば、ベルリンの養成学校における1858年10月から59年3月までの6カ月コースの授業計画を見ると、2カ月毎にカリキュラムは改定されるが、軍隊班(Militärabteilung)、文民班(Zivilabteilung)それぞれ解剖学、心理学、食事療法などの講義(軍民同時開講)、(軍事)準備体操、徒手体操、サーベル、デーゲンを用いた剣術、銃剣、演習など、月曜から土曜まで1時間刻みで授業がなされ、12月からは午後に応用治療授業がこれに加わっている。ついでにいえば、この(軍事)準備体操、徒手体操に関してロートシュタインはスウ

ェーデン体操を導入し、ここに中央体育教師養成学校における指導法の正当化をめぐる同養成学校文民教師カーヴェラウとクルーゲらトゥルネン派との論争が生じるのであり、国民教育手段としてのトゥルネンの有用性を強調する覚書の根拠の一つがあるように思われる。少し長いがこの点と関わって覚書から引用しておこう。覚書ではトゥルネンの特長、すなわち集団性と共同社会の一員としての自覚を強調した後で次のように記している。

「個々の人間へのこのような効用の結果、トゥルネンは国民や人間の全体性にとって最も意義のある人間形成(Bildung)手段となるであろう。トゥルネンは最も効果的な青少年の教育(Erziehung)手段となるであろう。いな、それどころか最高の国民教育のための原動力の一つとなるであろう。もしそれぞれの学校が有用かつ必要なるトゥルネン場を所有するのであれば、また、もしそれぞれの都市や村が子供や青少年のためのトゥルネン場や遊び場をもつのであれば、青少年は彼らの身体性全般の強化と並んで節制及び共同体のなかで育まれる愛情をも学ぶであろり。」

ここにはトゥルネンの人間形成全般に寄与すべき特性と学校への導入の必要性が述べられているようにみえる。しかし覚書が続けて以下のように述べている点を見逃してはならない。

「ここ(トゥルネンが行われているところ―有賀)には国家と軍隊にとっての無数の財産の無尽蔵の泉がある。いな、個々の男子はこの後、軍隊で自ずと勇敢、決断力、一心不乱、忍耐力、身体的負荷能力、跳躍能力、視聴覚の先鋭化、独創性そして夜間の術策を獲得することになろう。」また「兵役に耐えることのできる青年がトゥルネンにより準備教育され鍛えぬかれて軍隊へ行くこと、また身体的に未熟な者の兵士となるうえで浪費される新兵期間をすばやくかつ簡潔に克服するとき、兵役の短縮が問題となる。」

このように学校へのトゥルネンの導入の要請が、軍隊との連携において捉えられているのが理解できよう。確かに覚書では学校におけるトゥルネン教師の不足(中央体育教師養成学校では高々18人)、専門的知識及びとりわけ技能面での習熟性の欠落(半年コース性の不十分さ)、そして施設(トゥルネン場、室内ホール)不足とその脆弱性などの個別実態が指摘され、更にまた個人の身体のみで集団の強化に結実しないスウェーデン体操の批判も展開される。しかし、この時点で「ドイツ全体の国防能力の育成が国家の最も高度で、最も喫緊かつ重要な課題」と認識し、他方、トゥルネンの権威と正当性を再生しようとしていたベルリントゥルネン委員会にとって、当時「軍隊におけるトゥルネンの正当なる承認が、同時に一般市民及び市当局におけるトゥルネンの重要性と有用性の理解を引き出す」ための環であったことは、覚書から十分読み取れる。そこで最後に軍隊とトゥルネンとの関係をさらに解明しつつ、先に指摘した権力装置への同化の側面に迫ってみようと思う。

3 権力装置への同化

A. ヴォールの見解をみるまでもなく、軍隊をはじめとした権力装置と運動文化、スポーツとの有機的連関は古今東西広く存在している。しかし、繰り返しになるがベルリントゥルネン委員会の覚書は1848/49年革命後の状況において、軍隊などの国家的権力装置の近代化過程にトゥルネンの内実を同化させることで、その権威と正当性を確保しようとしたところに革命以前からの質的転換があるように思われる。前述したように、そもそもトゥルネンには班別の規定・自由演

技、遍歴、合唱などの役割行為を通じて協会固有の公共領域を創出する特性があり、地域の協会 では祝祭などの場でそれは継続された。しかし、その一方で軍隊や学校という権力装置ではなく 民間の協会が、国民の兵役能力の育成を前提に国家の安寧秩序の保持を協会共通の命題として措 定したことのもつ歴史的意味は大きい。この点と関わってライプツィヒの F. ゲッツや E. デュ レらは,「軍隊における服従」の観点から命令と号令の下に全体が同時に実施可能かつ簡単で. 19) しかも必要であれば与件としての秩序に個人を統制しうるトゥルネンのあり様を強調するが,後 述するように軍事訓練の一元化には異議を呈するベルリントゥルネン委員会にしても,秩序運動 による秩序づけられた社会性の発展は明らかに委員会の覚書の根幹をなしているのである。また すでに別稿で述べた点だが、上記のトゥルネンの特徴はそのまま運動材(教材)にも現れている。 ところで兵役との関わりでどのような運動材が適当か、を覚書の史料から具体的に抽出すること は難しい。しかし覚書の内容を敷衍しつつ運動材を列挙しているデュレの文章から一定のイメー ジを形成することは可能と思われる。デュレによれば覚書における兵役に相応しい運動材は,(1) 歩と走, (2)跳, (3)はしご登攀, (4)支柱登攀, (5)持ち挙げと運搬, (6)振動 (Schwingen), (7)平均台 歩行、(8)投、(9)水泳であり、これら軍事的実用性においてシフトされた運動の習得により国防ト ゥルナー(Wehrturner)の資格認定がなされるべきだとした。軍隊への体育の導入に関する1849 年の政令では、あるべき運動材として徒手体操、防壁などの跳躍、登攀、運搬、平衡運動、水泳、 レスリングなどをあげているが、デュレの列挙したものとの類似性が看取できよう。また1860年 のコーブルク総会でも覚書の提起した内容も審議され、さらにそれを継続的に議論していくため の組織,ドイツトゥルネン協議会が結成されるが,E. アンゲルシュタインも加わって作成され た同協議会による政府と議会宛て覚書―ベルリンの覚書を踏まえて作成―の中身を見ると、上記 の傾向は一層明確となる。そこでは学校における運動材として、徒手体操、秩序体操、集団体操、 走、跳、投、登攀、レスリングを列挙しその軍事的有用性が強調され、さらに軍隊においてはそ れに剣術、銃剣、武器の操作を加えている。つまりトゥルネンの環の一つを形成する器械運動群 がここでは顧慮されていないのが解る。確かに相対的に多くの経費を要する各種器械類の各学校 などへの配置は財政上の配慮を要したにちがいない。だが、むしろここでは経費面の問題と併せ て、いなそれ以上に将校や教師らの指揮系統の下で青少年を鍛冶する軍隊、学校という国家の権 力装置のシステムに、運動材ををはじめとしたトゥルネンの内実を同化させようとしている点を 見逃すべきではない。この回路では生徒は監督者たる将校や教師の眼差しのなかに置かれ、それ により秩序と規律の意識化が常態化する。したがって器械運動での個人的技能の習熟(高度化) という運動文化的欲求は、ここでは指揮官の号令と命令になじまず、かつ全体的統率を乱すべき 対象として拒否されるのである。ここに地域の祝祭でみられるものとは本質的に異なるトゥルネ ンの手段化の位相が現れている。かかる分析視角はスウェーデン体操を支持するロートシュタイ ンとトゥルナー派領袖との体育の正統化をめぐる論争をみる時の前提でもあるように思われる。 両者は秩序への自発的服従という点において共鳴盤をもつのだから。

ところでベルリントゥルネン委員会の覚書は1500部印刷されたが、そのうち約半数が陸軍省、 文部省、議会、上下院に送付され、そして残りが他地域のトゥルナーらに購買されたが、同年中 に再版要求がなされるなどの反響があったようである。また官の領域においては覚書送付後、内 閣が学校教育と兵役にむけた準備教育との結合を審議し、1860年5月26日には学校へのトゥルネ ンの導入の配慮が文部大臣から各地方教育機関宛てに政令として発っせられた。トゥルネン協会の領域でもフランクフルトの A. ラヴェンシュタインをはじめとする覚書を支持する論調が掲載されるようになる。しかし先に紹介したベルリントゥルネン委員会の見解にみるように、兵役への貢献という点では一致するものの、全体的な人間教育の観点からトゥルネンの軍事訓練への一元化、協会における剣術、銃剣の実施などに対しては論争が展開される。結果としてベルリントゥルネン委員会を再編に追い込む要因の一つともなるこの問題は、その後ドイツ各地で噴出することになるが、文化としてのトゥルネンのあり様を問う意味で興味深いものがある。

以上みてきたように、この時期におけるベルリントゥルネン委員会は、一方では祝祭時の公開演技や遍歴などを通じて協会を設立あるいは復興するというトゥルネン固有の課題に対するイニシアティブを発揮し、他方において政府、議会宛て覚書に象徴されるように、兵役にむけた準備教育の手段としてトゥルネンを権力装置へ同化させるという、いわば両義的な先導性を発現していたことになる。M. クリューガーは筆者と同種の問題意識を披瀝するなかで、このような傾向が1860年代における一連の戦争、シュレスヴィヒ=ホルシュタイ戦争と普墺戦争を経験する状況の中で進行したみている。60年代のトゥルネンの状況については本稿の課題の枠を越えるものだが、筆者とすれば、以上の分析からすでに50年代の時点でトゥルネン協会の構造転換を促すような回路が形成されつつあったと見なすべきだと考える。このクリューガーの視角に関しては、先のトゥルネンの軍事化問題と併せて稿を改めて論じてみたい。

- 1) Die Turnkunst und die Wehrverfassung im Vaterlande, Eine Denkschrift des Berliner Turnraths an die preuß. Landesvertretung, DTZ. 1860, Nr. 5, S. 22-23, Nr. 6, S. 27.
- 2) 例えば, K. Kapell, Die Feier der Schlacht bei Leipzig in Berlin, DTZ. 1859, Nr. 24, S. 113-114.
- 3) 例えばゲオルギーは1860年9月4,5日においてコーブルクで開催されたドイツ国民協会全体集会の場で、トゥルンの教育的価値と並んでトゥルネンの特殊軍事運動化の留保を表明しつつも、その兵役にとって有用性を強調した。Th. Georgii, Die turnerische Seite der allgemeinen Versammlung des deutschen National=Vereins zu Coburg, den 4. und 5. September, DTZ. 1860, Nr. 21, S. 117.
- 4) O. ノイマンの軍事的体育に関する学位論文には覚書作成に至る視座が欠落しているが、成田の重厚な実証研究及び M. クリューガーの近年の著作では兵役の短縮と国民経済の軽減そして協会におけるトゥルネンとの関連の事実は叙述されいる。しかし、いずれにせよこの事実を「新時代」の権力構造との関係において把握しておかねばならないだろう。
 - O. Neumann, Der Wehrgedanke in der Geschichte der deutschen Leibesübungen, Heidelberg 1937. S. 65ff. 成田十次郎, 前掲書, 101-110ページ。M. Krüger, Einführung in die Geschichte der Leibeserziehung und Sports, Teil 2: Leibeserziehung im 19. Jahrhundert. Turnen fürs Vaterland, Schorndorf 1993, S. 122-124.
- 5) アルフレート・ファークツ 『ミリタリズムの歴史』(望田幸男訳) 福村出版, 1994年, 198-199ページ。
- 6) D. K. ミュラー, F. リンガー, B. サイモン編『国際セミナー 現代教育システムの形成—構造変動 と社会的再生産 1870-1920』(望田幸男監訳) 晃洋書房, 1989年, 第1章。
- 7) この点に関しては、望田幸男『近代ドイツの政治構造』ミネルヴァ書房、1977年、第2章、及び木谷 勤『ドイツ第二帝制史研究』青木書店、1986年、54-70ページ参照。
- 8) Eine Denkschrift des Berliner Turnraths, DTZ. 1860, Nr. 5, S. 27.
- 9) E. Dürre, Wehrturnen und Taktik, DTZ. 1860, Nr. 3, S. 13-14.

- 10) 山本徳郎「グーツムーツの感覚訓練―18世紀末ドイツ体育への一考察―」奈良女子大学大学院人間 文化研究科『人間文化研究科年報』第4号,1989年,参照。
- 11) R. Großbröhmer, Die Geschichte der preußischer Turnlehrer, Vom Vorturner zum staatlich geprüften Turnlehrer, Aachen 1994, S. 67-69.
- 12) 成田の研究によれば、王立中央体育教師養成学校は校長がロートシュタインからオイラーに変わるまで、参加者数などの面で大きな成果は得られなかったとされている。成田十次郎、前掲書、490-498ページ。しかしここでは官による資格教師養成の回路が形成された点を重視したい。
- 13) R. Großbröhmer, a. a. O. S. 84-86.
- 14) この点に関しては成田の以下の研究をみよ。成田十次郎『近代ドイツスポーツ史 I 学校・社会体育の成立過程』不昧堂,1977年,551-568ページ。
- 15) Eine Denkschrift des Berliner Turnraths, S. 23.
- 16) Ebd., S. 23.
- 17) Ebd., S. 27.
- 18) アンジェイ・ヴォール『近代スポーツの社会史』(唐木國彦・上野卓郎共訳) ベースボール・マガジン社, 1980年, 140-154ページ。
- 19) F. Goetz, Das Turnen und die neuere Kriegsführung, DTZ. 1959, Nr. 22, S. 102-103. E. Dürre, Wehrturnen und Taktik, DTZ. 1860, Nr. 3, S. 13-14.
- 20) Der Berliner Turnrath, Erklärung. Turnen und Wehrhaftigkeit, ein allgemeinen Losungswort, DTZ. 1860, Nr. 20, S. 111.
- 21) 有賀郁敏「ドイツ『新時代』におけるトゥルネンの日常と非日常」水田勝博教授退職記念論集編集 委員会編『スポーツ科学と人間』1993年,171-185ページ。
- 22) E. Dürre, Kraftmaße, DTZ. 1860, Nr. 16, S. 82-83.
- 23) F. Goetz, a. a. O., S. 102.
- 24) T. Georgii, F. Goetz, C. Kallenberg, E. Angerstein, Denkschrift, DTZ. 1860, Nr. 20, S. 112-113.
- 25) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1860, Nr. 15, S. 80.
- 26) Berliner Turnrath, Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1860, Nr. 7, S. 35-36.
- 27) Nachrichten und Vermischtes, DTZ. 1860, Nr. 19, S. 104-105.
- 28) A. Ravenstein, Die Denkschrift des Berliner Turnrathes und : was ist nun zu thun ?DTZ. 1860, Nr. 7, S. 30-31.
- 29) M. Krüger, a. a. O., S. 125-127.